

○盛岡・紫波地区環境施設組合経費の分担金納入方法等に関する規則

昭和58年3月7日規則第1号

改正 平成4年4月1日規則第3号（題名改称）

（趣旨）

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和43年2月21日岩手県指令地第1083号。以下「規約」という。）第15条に規定する関係市町の分担金（以下「分担金」という。）の納入方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（経常的経費の分担金納入方法等）

第2条 規約第15条第1項に規定する経常的経費に要する分担金の納入方法は、当該年度の分担金を年間の資金計画により4期に分割した額を、それぞれ4月15日、7月15日、10月15日及び1月16日までに、管理者が発する納入通知書により盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）に納入するものとする。ただし管理者は、納期を組合の財政状況を勘案して繰り上げ又は繰り下げをすることができるものとする。

（施設の建設及び地方債の償還に要する経費の分担金納入方法等）

第3条 規約第15条第5項に規定する施設の建設に要する経費の分担金の納入方法は、管理者がその経費の目的に沿う時期と認めて定める納期に、管理者が発する納入通知書により組合に納入するものとする。

2 地方債の償還に要する経費の分担金納入方法等の取扱いについては、前項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。